

福島県プロフェッショナル人材確保支援事業補助金

県外からプロ人材を正規雇用した場合の紹介手数料を補助します。

福島県では、県内の企業が、新商品の開発、販路開拓、生産性向上等、成長戦略の実現に不可欠なプロフェッショナル人材(プロ人材)の採用のサポートをしています。

本補助金は県内の企業が、県外から当該人材を雇用した場合に、経費の一部を補助するものです。

【概要】

県内の企業が、(公財)福島県産業振興センターの「福島県プロフェッショナル人材戦略拠点」を通して、県外からプロ人材を正規雇用した場合、雇用に係る人材ビジネス事業者への紹介手数料の一部を補助します。

【対象企業】

以下のすべてに該当するもの

- ・「福島県プロフェッショナル人材戦略拠点」に人材確保を申し込んでいる企業
- ・福島県内に事業所又は事務所を有する中堅・中小企業等
(中堅・中小企業等の定義は裏面をご確認ください。)
- ・県外在住者 又は 県内に就業するため県外から移住し1年経過しない者を新たに正規雇用した企業

【補助対象経費】

プロ人材の雇用に係る登録人材ビジネス事業者へ支払った紹介手数料(税抜き)

(令和5年4月1日から令和6年3月末日までの期間に支払った紹介手数料が対象です。)

【補助率】

補助対象経費の2分の1以内

【補助上限額】

新規に雇用されたプロフェッショナル人材1人あたり75万円

【補助対象人数】

10名程度 ※1事業者(法人)につき2名が上限となります

【交付申請期限】

プロ人材を雇用した時点で、速やかに交付申請書を提出してください。

◎補助要件を満たさない場合は、補助金のお支払いができません。

雇用が内定した時点で、必ず補助要件確認の相談を県に行ってください。

◇お問い合わせ先

福島県経営金融課 TEL 024-521-7288

Mail keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp

◆正規雇用とは

雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、賞与、退職金、諸手当等において、就業規則等で定める通常の職員と同様の扱いとなる雇用形態をいう。

◆中小企業等とは

1 中小企業

下記の区分ごとの「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員数（※）」のいずれかを満たす会社をいう。

主たる事業として営んでいる業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記の3業種を除く）	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	5,000万円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	300人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

2 中堅企業

資本金10億円以下又は従業員（※）999人以下の会社（中小企業を除く。）をいう。

※「常時使用する社員の数」、「従業員」には、事業主、法人の役員、臨時の社員は含めない。

ただし、パート、アルバイト等、名目は臨時であっても、解雇予告を必要とする人員は社員に含める。

◆補助金の交付対象となる事業とは

県内の中小企業者等が自らの企業の中核となるプロ人材を、プロフェッショナル人材拠点を通して新たに確保したもので、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) プロ人材が県外から県内に移住していること。ただし、移住してから本申請の前日まで1年を経過していない者に限る。
- (2) 県内の事業所等で正規雇用すること。
- (3) 補助金の交付申請を行う日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣、又は請負により就労したことがある者を再び雇い入れるものでないこと。ただし、雇用関係については、試用雇用の場合を除く。
- (4) 資本関係を有する事業者で雇用されている者を雇い入れるものでないこと。
- (5) 県内に主たる事業所等を有する事業所等で雇用されている者を雇い入れるものでないこと。
- (6) 県内の事業所等において雇用されている者を雇い入れるものでないこと。
- (7) 新規学卒者でないこと。
- (8) 受入企業の中核となる業務を担う実務経験が通算して3年以上ある者であること。